皆様に、最新の労働災害情報をお届けしています！

災害発生情報　No.167

令和８年１０月

筑西労働基準監督署　安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業　　種	建築工事業	経験年数	１年	年　齢	40 歳代
発生年月	令和８年８月		発生時刻		10 時台
発生状況	被災者は、スタックしたダンプトラックを救助するため、被災者が運転する別のダンプトラックで後方からけん引した後、けん引用ワイヤーを取り外そうとした。 このとき、被災者は、被災者が運転するダンプトラックを降りる際にサイドブレーキ等をかけなかったため、同ダンプトラックが後退し、被災者は２台のダンプトラックの間に挟まれた。				
負傷の性質／部位	骨折／胸部		休業見込期間 若しくは死亡		４か月



（イメージ図）

１　原因

・ダンプトラックの運転者が運転位置から離れるとき、逸走を防止するための措置を講じていなかったこと。

２　対策

・運転手が運転席を離れるときは原動機を止め、ブレーキを各日にかける、輪止めを使用させる等のルールを徹底すること。

（一般的な原因と対策を示したものであり、実例において不十分、不適当なところがあったと断じるものではありません。）

◆安全衛生の窓◆

労働安全衛生法には「荷役運搬機械等」という言葉が定義されています。

荷役運搬機械と聞くと、真っ先にフォークリフトやフォークローダーのような特殊車両を思い浮かべる方もいるかと思いますが、ダンプトラックを含む「貨物自動車」も荷役運搬機械等として労働安全衛生法の適用を受けます。

労働安全衛生法において貨物自動車とは「不整地運搬車」と「構内運搬車」を除く「専ら荷を運搬する構造の自動車」と定められていますから、非常に多くの車両が適用を受けることがわかります。

また、労働安全衛生法は、車両系荷役運搬機械の運転者が運転位置から離れるときは、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを掛ける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講じることが労使双方に義務付けています。

今回ご紹介した事例は休業災害ですが、車両が絡む挟まれ・巻き込まれ災害は死亡災害に繋がる危険性が高い災害ですので、運転位置を離れる際の措置の徹底についてご確認をお願いします。